

令和 3 年度 第 2 回高松市自転車等駐車対策協議会

第 3 期 高松市自転車等駐車対策総合計画 (案)

【概要版】

令和 4 年 2 月 1 日 (火)

第3期 高松市自転車等駐車対策総合計画（目次）

自転車等駐車対策総合計画（構成）



第1章 自転車等駐車対策総合計画の策定

第2章 これまでの取組み状況

第3章 高松市における現状と課題

第4章 総合計画策定の考え方

第5章 総合計画に関する基本事項

- 総合計画の対象とする区域
- 総合計画の目標及び期間
- 自転車等駐車場の整備目標量等
- 自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者の講ずる措置
- 放置自転車等の整理、撤去、保管、処分等の実施方針
- 自転車等の正しい駐車方法の啓発事項
- その他駐車対策に必要な事項

自転車等駐車対策総合計画とは

- 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- 高松市自転車等の適正な利用に関する条例
 - ・自転車等の駐車対策に関する総合計画
 - ・自転車等駐車対策協議会の意見を踏まえ施策を推進

第1期 総合計画

計画期間 平成11年度～平成23年度

第2期 総合計画

計画期間 平成24年度～令和3年度

第3期総合計画

自転車利用の現状と課題を分析し、「**快適な駐車環境を創出するサイクル・エコシティの実現**」のため、新しい計画を策定する。

計画の位置付け

上位計画

第6次高松市総合計画（平成28年度～令和5年度）※
～活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松～

高松市都市計画マスタープラン（平成20年度～令和10年度）※
～「多核連携型コンパクト・エコシティ」をめざして～

多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画
（平成30年度～令和10年度）
～人と環境にやさしい 真の田園都市 高松を目指して～

実施計画

「快適な駐車環境を創出する
サイクル・エコシティ」の実現

高松市自転車等駐車対策総合計画（令和4年度～令和13年度）※

関連計画

高松市立地適正化計画※
（平成30年度～令和10年度）
～コンパクト・プラス・
ネットワークで繋がる
ひと 地域 未来～

高松市総合都市交通計画
（平成22年度～令和10年度）
～いつまでも人と環境にやさしく
快適で利用しやすい
公共交通体系の構築～

高松市自転車活用推進
計画
（令和3年度～令和6年度）

※) 法定計画

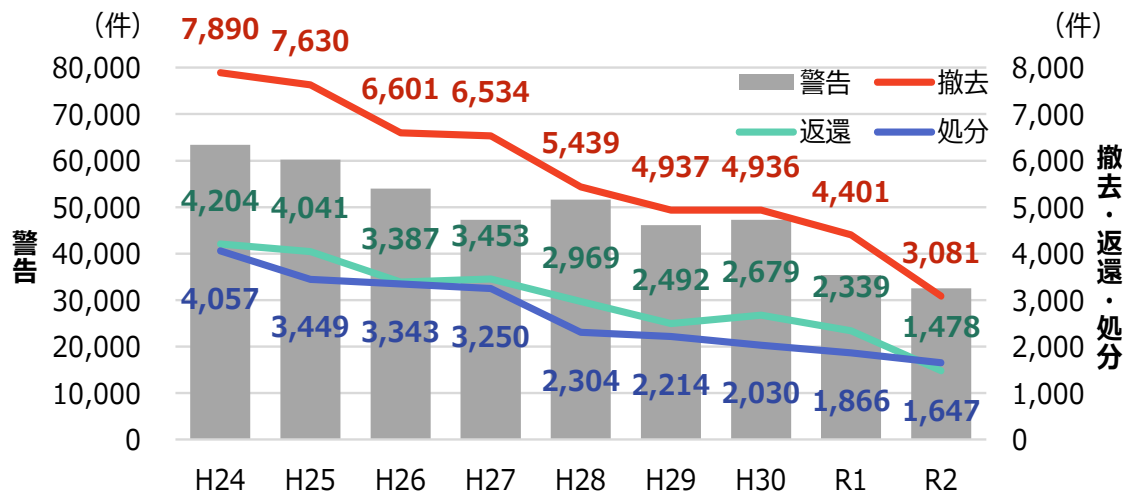
快適な駐車環境を創出するサイクル・エコシティ

第2期計画のまとめ

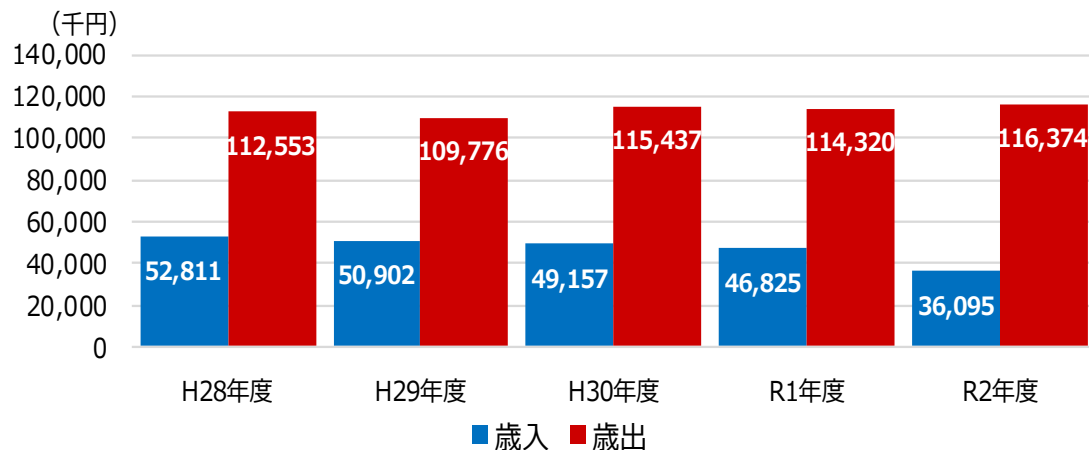
| 基本施策 | 施策項目 | 取組結果 |
|--------------------|-------------------------|--|
| 1 自転車等駐車場の整備に関する施策 | (1) 役割分担の明確化 | ・行政（市・県警・道路管理者等）、鉄道事業者、商店街振興組合、民間等の役割分担明確化 |
| | (2) 市街地中心部の自転車等駐車場の整備 | ・整備目標量の達成に向けた自転車等駐車場整備・民間整備補助金交付 |
| | (3) 鉄道駅周辺の自転車等駐車場の整備 | ・自転車等駐車場の整備と啓発強化箇所での対応強化 |
| | (4) 附置義務制度の拡充 | ・事務所・集合住宅を追加 |
| 2 放置自転車等の撤去等の実施施策 | (1) 放置自転車等の撤去 | ・放置自転車等の警告、撤去 |
| | (2) 廃棄自転車のリサイクルの推進 | ・公用自転車としての利用又は一般販売 |
| | (3) 放置自転車等禁止区域の指定 | ・放置自転車等の状況を踏まえた区域の指定（市内8区域指定） |
| 3 正しい駐車方法の啓発に関する施策 | (1) 啓発活動の充実 | ・クリーン作戦 ・学校・社会教育・社員教育の実施 |
| 4 その他の必要な施策 | (1) 今後の研究課題、新たな駐車対策への取組 | ・レンタサイクル事業 ・サイクルアンドバスライド駐輪場の活用 |

第2期計画における放置自転車の状況

■ 放置自転車等の警告・撤去等の状況



■ 駐車対策に要する収支状況



社会問題化する放置自転車等に対して、規制と受け皿の面で長期間にわたり対応することにより、**放置自転車等の撤去台数は右肩下がり減少**しており、返還できなかった自転車は再利用しているが、依然として**多額の事業経費**がかかっている。

■ 放置自転車等の返還率、再利用の状況

| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | |
|-----|---------|-------|-------|-------|-------|----|
| 返還率 | 54.6% | 50.5% | 54.3% | 53.1% | 48.0% | |
| 再利用 | レンタサイクル | 120 | 80 | 120 | 80 | 80 |
| | リサイクル | 8 | 10 | 10 | 6 | 10 |
| | 一般販売 | 128 | 192 | 130 | 144 | 68 |

歳入内容

- ・ 自転車等駐車場駐車料・放置自転車対策費委託金
- ・ 放置自転車等対策費収入・放置自転車等移送保管料・自転車等売払収入

歳出内容

- ・ 自転車等駐車場整備、管理費・自転車等駐車対策協議会費
- ・ 自転車等駐車場整備促進事業費（補助金）・放置自転車等対策費

| 項目 | 現状 |
|-----------------------|--|
| ① 人口・高齢化 | ・高齢化率は急速に進行するが、人口はほぼ横ばい ・郊外部では人口が増加しているが、中心部は減少傾向 |
| ② 鉄道駅周辺人口・利用者数 | ・鉄道駅周辺人口は、一部（栗林公園駅～仏生山駅間、円座駅、元山駅～西前田駅間）で増加傾向 ・利用者数は、令和元年は平成24年と比較して多くの駅で増加 |
| ③ コロナ禍による自転車利用の変化 | ・コロナ前と比較して現状維持あるいは増加が多数 |
| ④ 市営自転車等駐車場の利用状況 | ・利用件数・収入ともに年々減少 ・駐車料金、施設内・外観の状況に対する満足度が低い ・利便性向上と安心安全のニーズあり |
| ⑤ 市街地中心部における放置自転車等の実態 | ・中央商店街周辺では日常的に放置自転車等が多い ・放置自転車が分散化し、自転車等駐車場周辺でも放置が発生 |
| ⑥ 鉄道駅付近における放置自転車等の実態 | ・自転車等駐車場からはみ出して駐輪 ・鉄道駅付近の放置自転車等の台数は減少 |
| ⑦ 事務所の自転車等駐車場の利用状況 | ・事務所の附置義務駐車場は増加 |
| ⑧ 集合住宅周辺における放置自転車等の状況 | ・共同住宅の附置義務駐車場は増加 |
| ⑨ レンタサイクルの利用状況 | ・利用者数は、コロナ禍の影響で減少したものの横ばい ・収支は、コロナ禍の影響で歳入は大幅に減少したものの歳出は横ばい ・自転車等駐車場利用者の約32%がレンタサイクルを利用しており、ポートが増えることでレンタサイクル利用に変更が約15%、併用が約41% |
| ⑩ 自転車を利用したまちづくりの推進 | ・多くの計画の中で自転車の活用を記載 ・良好なまちづくりの形成に自転車が寄与 |

対策方針

自転車等駐車場の最適化 ～利用者増加への対応としての 自転車等駐車場の最適化～

- ・市街地中心部や鉄道駅周辺等での利用者の増加への対応
- ・コロナ契機とした自転車利用の恒常的な増加への対応

放置自転車対策 ～マナー向上及び 既存施設の有効活用～

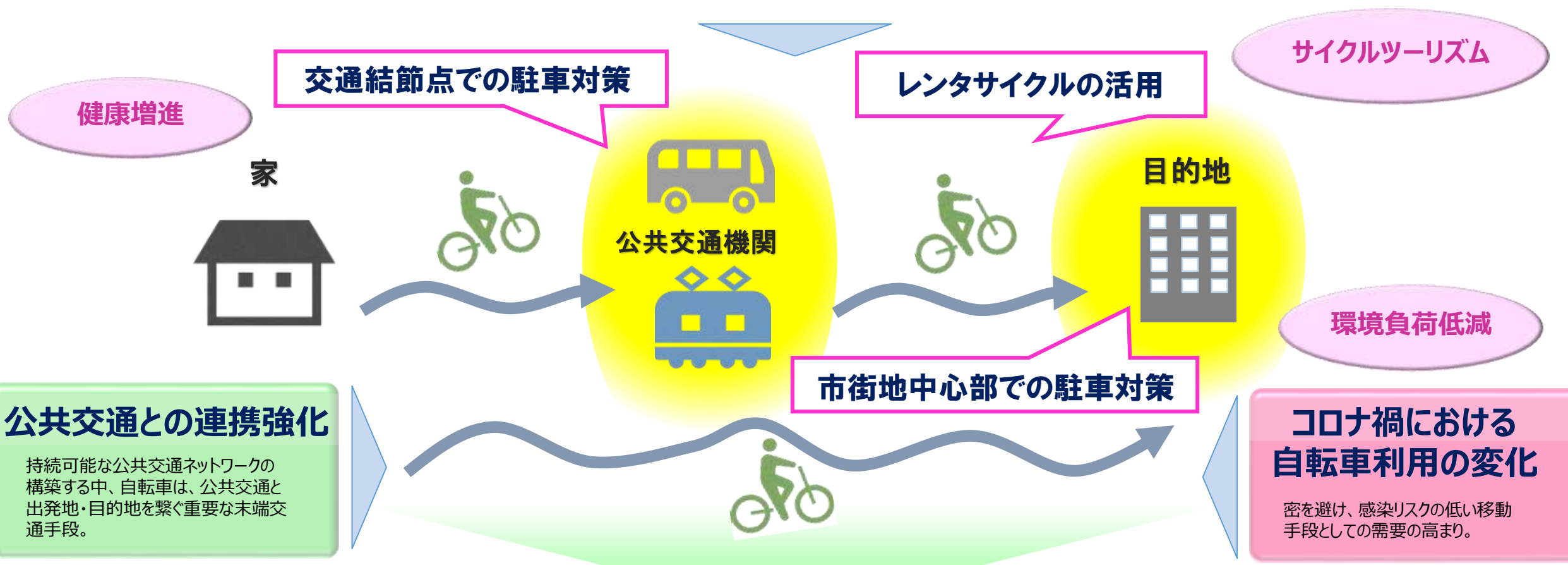
- ・市街地中心部や鉄道駅周辺等での駐輪マナーの向上への対応
- ・市営自転車等駐車場の有効活用への対応

まちづくりの視点 ～自転車等の総量抑制～

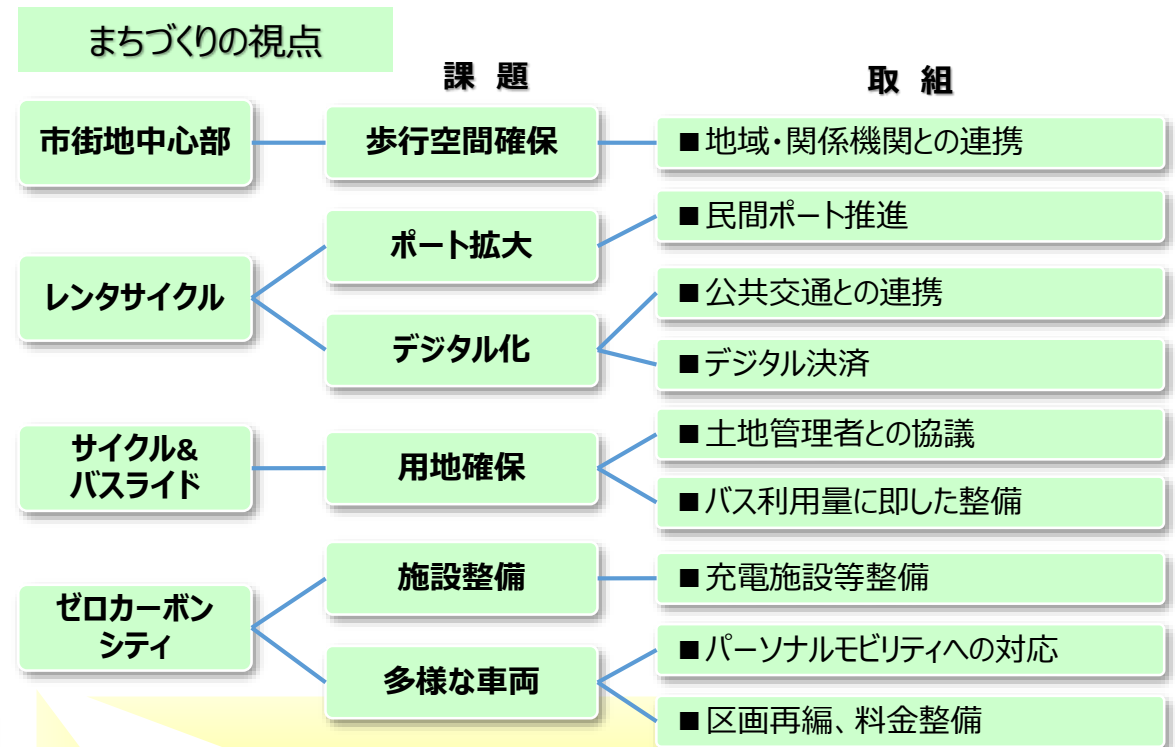
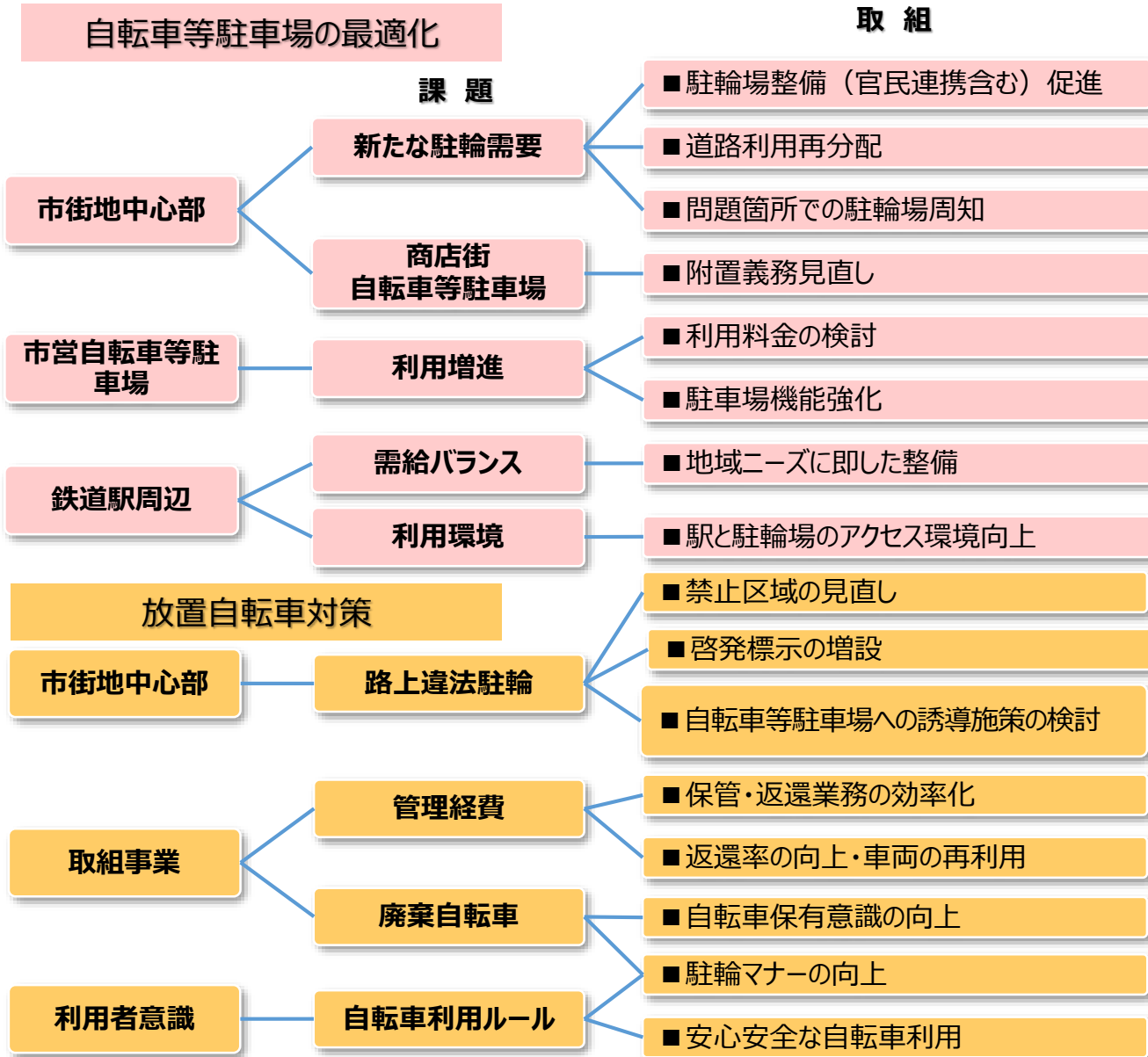
- ・公共交通との連携、パーソナルモビリティとの融合等のまちづくりの視点での総量抑制への対応
- ・レンタサイクルの有効活用による総量抑制への対応

安全で快適な自転車利用環境の創出

自転車活用推進法（H29.5.1施行）の施行に伴い、本市において「高松市自転車活用推進計画（R3.3）」を策定。



「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現に寄与する



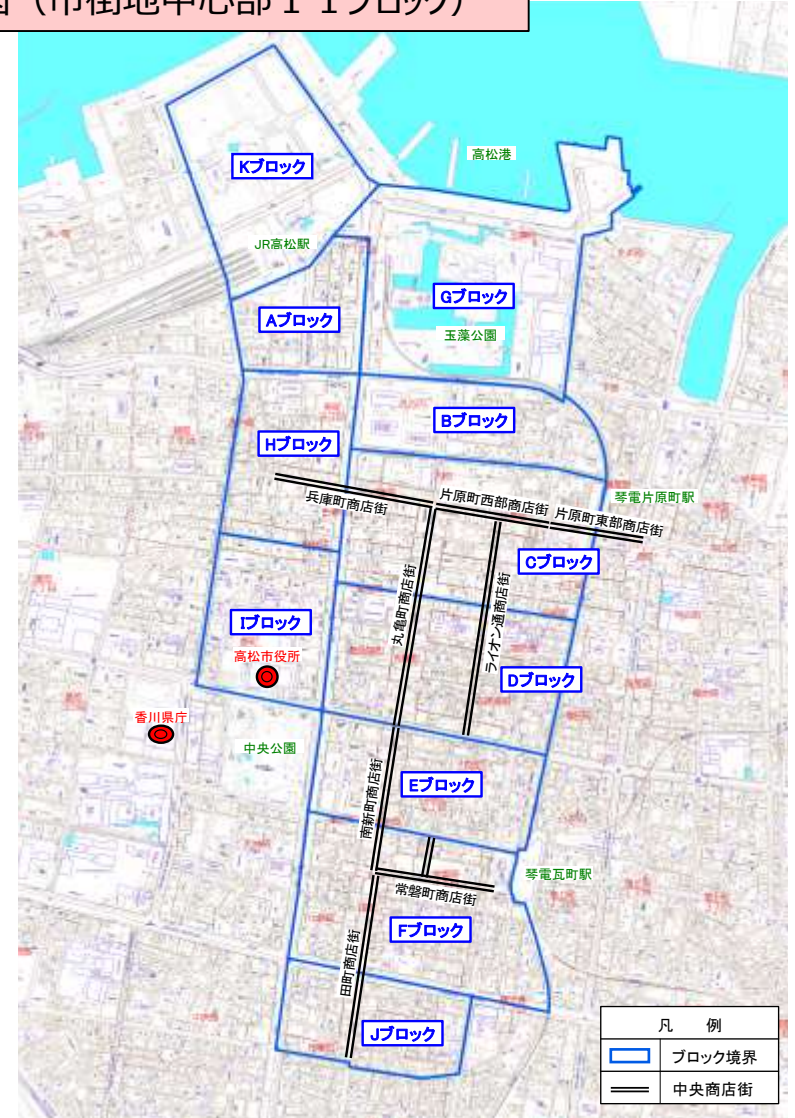
基本事項（7項目）

- (1) 総合計画の対象とする区域
- (2) 総合計画の目標及び期間
- (3) 自転車等駐車場の整備目標量等
- (4) 自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者の講ずる措置
- (5) 放置自転車等の整理、撤去、保管、処分等の実施方針
- (6) 自転車等の正しい駐車方法の啓発事項
- (7) その他駐車対策に必要な事項

1 総合計画の対象とする区域

| 対象とする区域 | |
|--------------|--|
| 市街地 中心部 | 主要事業所や商業施設等が集積立地（136ha）11ブロック |
| 鉄道駅 (46駅) | J R (13駅) 高松駅、香西駅、鬼無駅、端岡駅、国分駅、昭和町駅、栗林公園北口駅、栗林駅、木太町駅、屋島駅、古高松南駅、八栗口駅、讃岐牟礼駅 |
| | 琴電 (33駅) 高松築港駅、片原町駅、瓦町駅、栗林公園駅、三条駅、伏石駅、太田駅、仏生山駅、空港通り駅、一宮駅、円座駅、岡本駅、花園駅、林道駅、木太東口駅、元山駅、水田駅、西前田駅、高田駅、今橋駅、松島二丁目駅、沖松島駅、春日川駅、湯元駅、琴電屋島駅、古高松駅、八栗駅、六万寺駅、大町駅、八栗新道駅、塩屋駅、房前駅、原駅 |

対象区域図（市街地中心部 11ブロック）



2 総合計画の目標及び期間

目標

- ・行政と民間事業者（鉄道事業者や商店街など）の**責任と役割分担に基づいた連携**
- ・自転車等駐車場の計画的な整備と**既存施設の利活用**
- ・利用者マナーの向上

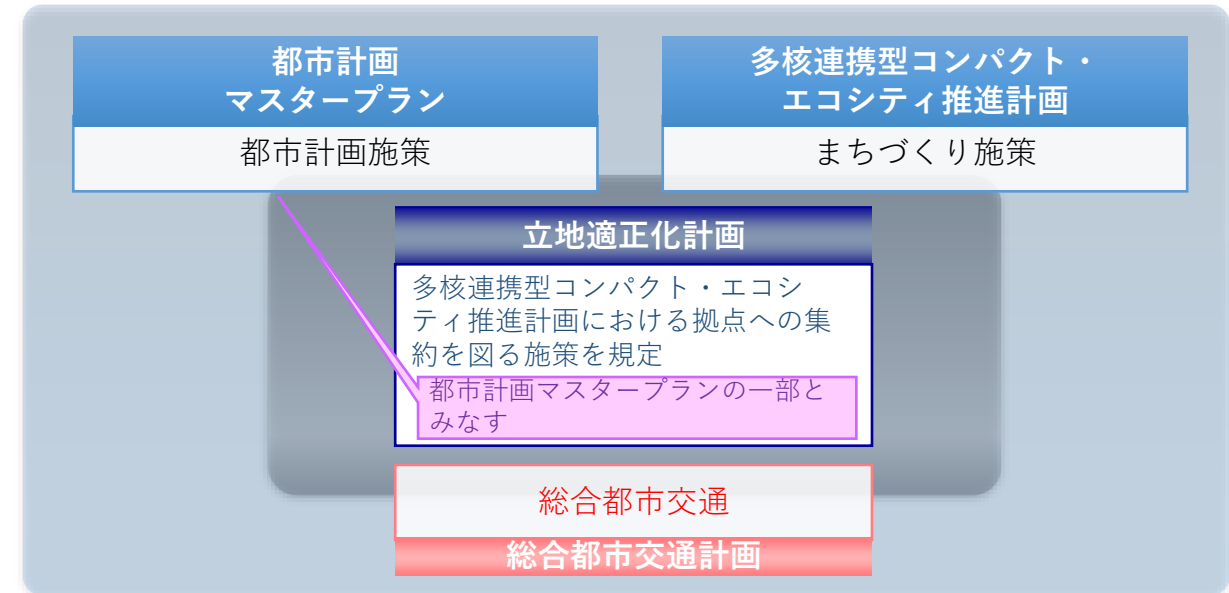
快適な駐車環境を創出する
サイクル・エコシティ

期間 令和4年度から令和13年度までの10年間

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|
| ~H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 |
| H11年度～H23年度【第1期】 | | | | | H24年度～R3年度【第2期】 | | | | | | | | R4年度～R13年度【第3期】 | | | | | | | | | | | |

《多核連携型コンパクト・エコシティにおける総合都市交通の役割》

自転車は手軽で環境にやさしい重要な交通手段



まちづくりの基本となる4つの計画の整合・連携を図り、高松市の目指す都市像の実現に取り組む

多核連携型コンパクト・エコシティの実現

▼ 中間見直し

3 自転車等駐車場の整備

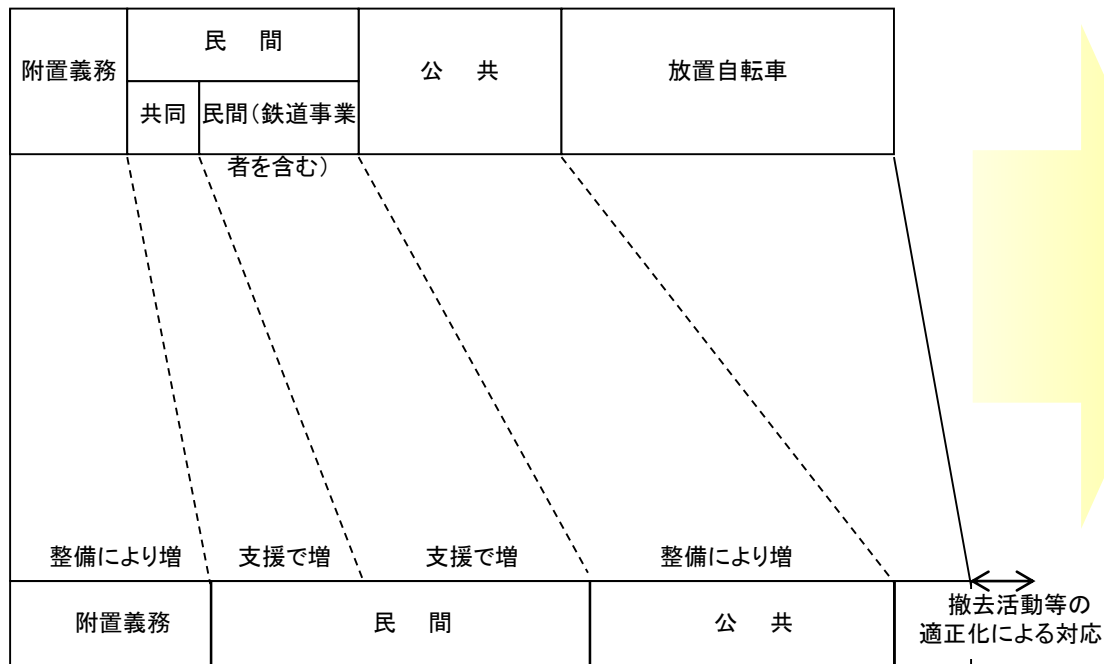
| 項目 | 基本方針 | 取組 |
|-----------------|--|---|
| ①考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための考え方の明示 ⇒目標達成のための自転車等駐車場の最適化、既存施設を有効に活用したハード整備と誘導施策、啓発活動等ソフト対策の両面で官民の連携を図る | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域・関係機関との連携 |
| ②役割分担 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間・公共による役割分担の明確化 ⇒前計画の役割分担を継続・改善 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 駐輪場整備（官民連携含む）促進 ■ 問題箇所での駐輪場周知 |
| ③市街地中心部 | <ul style="list-style-type: none"> ・市街地中心部の自転車等駐車場の整備目標量の設定 ⇒現在の自転車放置状況、社会情勢等から、新たな目標量を設定する | <ul style="list-style-type: none"> ■ 駐輪場整備（官民連携含む）促進 ■ 道路利用再配分 ■ 問題箇所での駐輪場周知 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・市街地中心部の自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等の設定 ⇒商店街周辺での路上自転車等駐車場の配置、規模の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 附置義務見直し ■ 利用料金の検討 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・市街地中心部の自転車等駐車場の最適化を図るうえでの取組の推進 ⇒ハード対策、ソフト対策の両面から最適化を図る | <ul style="list-style-type: none"> ■ 自転車等駐車場への誘導施策の検討 |
| ④市街地中心部を除く鉄道駅周辺 | <ul style="list-style-type: none"> ・市街地中心部を除く鉄道駅周辺における自転車等駐車場の整備目標量の設定、整備の推進 ⇒現在の自転車放置状況、社会情勢等から、基本的に前計画の整備目標量を維持するとともに利用環境の改善に努める | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域ニーズに即した整備 ■ 駅と駐輪場のアクセス環境向上 |
| ⑤附置義務駐車場 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定施設における自転車等駐車場の整備目標量の設定、整備の推進 ⇒附置義務駐車場の見直し（隔地距離の柔軟化）を検討する | <ul style="list-style-type: none"> ■ 附置義務見直し |

①考え方

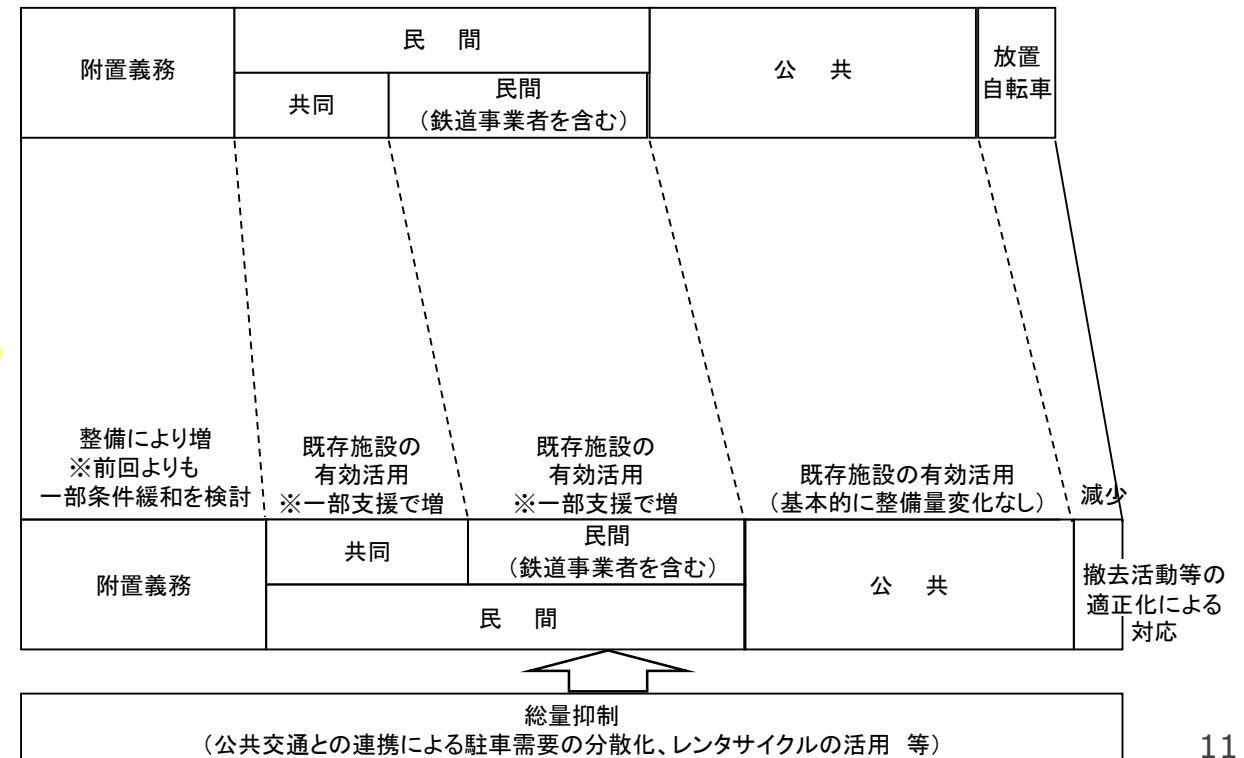
- ・官民連携による地域に則した方法での自転車等駐車場の整備・見直し等による受け皿の最適化を図る。
- ・自転車等駐車場附置義務により、特定施設における収容台数の積極的な確保を行う。
- ・啓発活動によるマナー向上及び誘導施策等により、既存の自転車等駐車場を有効活用する。
- ・公共交通との連携やレンタサイクルの活用により、自転車等の総量を抑制する中で、実態に即した自転車等駐車場の整備に努める。

■ 自転車等駐車場の整備による効果

【第2期総合計画】



【第3期総合計画】



③市街地中心部の整備目標量の設定

| No. | 分類 | 計画※1 (P) | | 実施 (D) | 評価 (C) | | 新規計画 (P) |
|-----|-------|------------|-------|-------------|--------|-----------|------------------|
| | | 数 放置自転車等の台 | 整備目標量 | 状況 令和2年度末整備 | 整備量の評価 | の台数(現在※2) | 数×1.05※3 (整備目標量) |
| 1 | Aブロック | 59 | 66 | 58 | × | 53 | 56 |
| 2 | Bブロック | 10 | 12 | 0 | × | 32 | 34 |
| 3 | Cブロック | 413 | 459 | 218 | × | 396 | 416 |
| 4 | Dブロック | 263 | 292 | 0 | × | 404 | 424 |
| 5 | Eブロック | 385 | 428 | 135 | × | 382 | 401 |
| 6 | Fブロック | 381 | 423 | 210 | × | 274 | 288 |
| 7 | Gブロック | 0 | 0 | 0 | ○ | 0 | 0 |
| 8 | Hブロック | 164 | 183 | 0 | × | 165 | 173 |
| 9 | Iブロック | 29 | 33 | 0 | × | 63 | 66 |
| 10 | Jブロック | 129 | 144 | 0 | × | 90 | 95 |
| 11 | Kブロック | 140 | 156 | 0 | × | 10 | 11 |
| 合計 | | 1,973 | 2,196 | 621 | × | 1,869 | 1,964 |

※1) 第2期総合計画策定時
※2) 令和3年11月調査

※3) 第3期高松市中心市街地活性化基本計画(R1)の
商店街歩行者交通量の伸び率を目標値に設定

④鉄道駅周辺の整備目標量の設定

| 最寄駅名 | 収容能力 (a) | H23 | | R3 | 不足台数 (b)-(a) | 特筆すべき事項 | 整備の必要性 ※有りの場合は整備内容 |
|-------|----------|--------|--------|------------|--------------|---------------------------------------|--------------------|
| | | 駐車需要台数 | 将来需要台数 | 駐車需要台数 (b) | | | |
| JR予讃線 | 鬼無 | 300 | 204 | 239 | 167 | | 低い |
| JR高徳線 | 昭和町 | 140 | 91 | 107 | 75 | ・施設内環境改善により整理整頓を促し、駐輪マナー向上が必要 | 環境整備 |
| | 木太町 | 180 | 139 | 163 | 129 | | 低い |
| | 屋島 | 360 | 269 | 315 | 274 | ・施設内環境改善により整理整頓を促し、駐輪マナー向上が必要 | 環境整備 |
| | 古高松南 | 70 | 75 | 88 | 59 | | 低い |
| | 八栗口 | 110 | 74 | 87 | 38 | ・施設内環境改善により整理整頓を促し、駐輪マナー向上が必要 | 環境整備 |
| 琴電琴平線 | 片原町 | 216 | 164 | 192 | 117 | | 低い |
| | 三条 | 390 | 233 | 273 | 188 | | 低い |
| | 太田 | 555 | 472 | 553 | 407 | | 低い |
| | 仏生山 | 697 | 504 | 590 | 552 | | 低い |
| | 空港通り | 250 | 175 | 205 | 150 | ・施設内環境改善により整理整頓を促し、駐輪マナー向上が必要 | 環境整備 |
| | 円座 | 270 | 219 | 257 | 202 | ・鉄道駅周辺人口増加 ・利用者、歩行者の安全性向上が必要 | 自転車等 駐車場整備 |
| | 岡本 | 155 | 130 | 153 | 99 | | 低い |
| 琴電志度線 | 沖松島 | 70 | 48 | 57 | 37 | | 低い |
| | 渦元 | 270 | 212 | 249 | 139 | ・施設内環境改善により整理整頓を促し、駐輪マナー向上が必要 | 環境整備 |
| 琴電長尾線 | 花園 | 100 | 100 | 117 | 90 | ・鉄道駅周辺人口増加 ・利用者、歩行者の安全性向上が必要 | 自転車等 駐車場整備 |
| | 林道 | 240 | 228 | 267 | 217 | ・施設内環境改善により整理整頓を促し、駐輪マナー向上が必要 | 環境整備 |
| | 木太東口 | 90 | 106 | 125 | 109 | 19 ・鉄道駅周辺人口増加 ・利用者、歩行者の安全性向上が必要 | 自転車等 駐車場整備 |
| | 水田 | 200 | 186 | 218 | 164 | ・鉄道駅周辺人口増加 ・利用者、歩行者の安全性向上が必要 | 自転車等 駐車場整備 |

・ 自転車等駐車場の整備 → **琴電 円座、花園、木太東口、水田**
・ 環境整備 → **JR昭和町、屋島、八栗口、琴電 空港通り、林道、渦元**

4 鉄道事業者の講ずる措置

| 項目 | 基本方針 | 取組 |
|----------------|--|--|
| 鉄道事業者の協力義務の明確化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道事業者との協力体制の明確化 ⇒ 関連法※に則り継続して協力体制を維持しつつ、駐輪マナー違反について啓発強化により改善を図る | <ul style="list-style-type: none"> ■ 駐輪マナーの向上 ■ 公共交通との連携 |

- ・ 自転車等駐車場整備 → **4 駅**で整備が必要
- ・ 環境整備（啓発強化対策等） → **6 駅**で対策が必要

| 鉄道事業者の講ずる措置 | |
|-------------|---|
| ア | 鉄道事業者は、各駅の自転車等駐車場の計画、整備及び管理について、高松市及び道路管理者と協議を行う。 |
| イ | 鉄道事業者に対し、高松市及び道路管理者が自転車等駐車場の整備に関し協力を要請した場合、自転車等駐車場として利用可能な土地等（駅周辺用地・高架下など）の提供（譲渡・貸付）に努める。 |
| ウ | 鉄道駅を新設若しくは鉄道駅施設、駅周辺の改良等を行うときは、計画段階において必要な自転車等駐車場の整備についても十分考慮する。 |

JR鬼無駅



駐車マスをはみ出して乱雑に駐輪

JR昭和町駅



駐車マス外に駐輪

琴電木太東口駅



通路まではみ出し詰め込み駐輪

5 放置自転車等の実施方針

| 項目 | 基本方針 | 取組 |
|--------------|--|--|
| ①放置自転車対策の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・自転車の適正利用に向け、放置自転車等の整理活動、移送、保管、返還、処分の実施 <p>⇒これまでの取組を継続</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 保管・返還業務の効率化 ■ 返還率の向上・車両の再利用 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車等禁止区域の設定 <p>⇒禁止区域の拡大等の対策実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 禁止区域の見直し |
| ②廃棄自転車のリサイクル | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄自転車の有効活用に関する取組みの実施 <p>⇒これまでの取組を継続</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 返還率の向上・車両の再利用 |

6 正しい駐車方法の啓発

| 項目 | 基本方針 | 取組 |
|----------|--|---|
| ①啓発活動の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動に関する事項の明確化・推進 <p>⇒これまでの取組を改善・継続・推進するとともに、駅付近の自転車等駐車場の環境整備を行うことにより、自転車等駐車場の美観化を図り、利用者意識の醸成に繋げる</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 啓発標示の増設 ■ 自転車保有意識の向上 ■ 駐輪マナーの向上 ■ 安心安全な自転車利用 |

7 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置・その他

| 項目 | 基本方針 | 取組 |
|-----------------|--|---|
| ①自転車等駐車場の機能向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・市営自転車等駐車場の機能向上の推進 ⇒自転車等駐車場の機能向上を図り、利用を促進する | <ul style="list-style-type: none"> ■ 駐車場機能強化 ■ 充電施設等整備 |
| ②レンタサイクルの活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・レンタサイクル事業の効率的な運用による自転車等の総量抑制 ⇒レンタサイクルの利用を促し、自転車の保有からシェアの割合を高める | <ul style="list-style-type: none"> ■ 民間ポート推進 ■ 公共交通との連携 ■ デジタル決済 |
| ③多様な自転車の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・多様な自転車を活用したまちづくり ⇒自動車からの転換を促すとともに駐車対策を検討する | <ul style="list-style-type: none"> ■ 道路利用再配分 ■ 区画再編、料金整備 |
| ④パーソナルモビリティとの共存 | <ul style="list-style-type: none"> ・自転車と新たなパーソナルモビリティが共存する社会生活 ⇒将来を見据えた、新たなパーソナルモビリティと自転車の駐車対策が必要 | <ul style="list-style-type: none"> ■ パーソナルモビリティへの対応 ■ 区画再編、料金整備 |
| ⑤サイクル&バスライドの拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ・サイクル&バスライドの整備推進 ⇒バス路線再編に応じたサイクル&バスライド駐車場の整備を推進する | <ul style="list-style-type: none"> ■ 土地管理者との協議 ■ バス利用量に即した整備 |

自転車等駐車施策の推進に向けた体系

| 目標 | 対策方針 | 基本事項 | 基本項目 | 具体的な取組 | 実施主体 | | |
|-------------------------|---|--|--|---|----------------------------------|-------------------------|-----------------------------|
| 5 快適な駐車環境を創出するサイクルエコシティ | 自転車等駐車場の最適化 | 1 自転車等駐車場の整備に関する事項 | (1) 役割分担の明確化 ○民間・公共による役割分担を明確にする | ○本計画において、行政(市・県警・道路管理者等)、鉄道事業者、商店街振興組合、民間事業者等の役割を明確にし、官民連携の下、自転車等駐車対策に取り組む | 高松市、高松市自転車等駐車対策協議会 | | |
| | | | (2) 市街地中心部の自転車等駐車場の整備 ○自転車等駐車場の整備における新たな取組 ○市街地中心部の自転車等駐車場の整備目標量の設定、整備の推進 | ○官民連携による自転車等駐車場整備(商店街のゲート部への整備、商店街の空き店舗や近隣用地を利用したポケット自転車等駐車場整備、道路空間再配分等での路上自転車等駐車場の整備、南部駐車場、G街区駐輪場の活用)、附属義務自転車等駐車場の拡充 ○自転車等駐車場の標示、誘導、啓発サインなどの設置、自転車等駐車場への誘導地帯の実施、市営自転車等駐車場の利用料金の見直し、放置自転車等多発箇所等での周辺自転車等駐車場の告知・誘導、整理や撤去の強化、市営駐車場の有効活用 | | 高松市、商店街振興組合、民間事業者、道路管理者 | |
| | | | (3) 鉄道駅周辺の自転車等駐車場の整備 ○鉄道駅周辺の自転車等駐車場の整備目標量の設定 ○鉄道事業者と行政の協力体制による自転車等駐車場の整備 | ○鉄道駅周辺人口増加及び利用者・歩行者の安全性向上が必要な駅での自転車等駐車場の整備(4駅)、駐輪マナーの向上が必要な駅での環境整備(6駅)の推進 ○鉄道事業者や周辺の土地所有者による用地提供の協力 ○自転車等駐車場のカラー舗装の整備と合わせて、駐輪マナー向上の啓発活動の実施 | | | 鉄道事業者、高松市、道路管理者、地域コミュニティ協議会 |
| | | | (4) 特定施設に対する自転車等駐車場の整備 ○自転車等駐車需要を発生させる原因者の責務としての整備 | ○「高松市自転車等の適正な利用に関する条例」において、「自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設」を指定し、附属義務による整備促進 ○将来のまちづくりに応じて、用地要件の柔軟化など附属義務の条件緩和を検討 | | | |
| | 2 放置自転車等、撤去等の実施に関する事項 | (1) 放置自転車等対策の実施 ○放置自転車等の整理活動、移送、保管、返還、処分の実施 ○放置自転車等禁止区域の見直し | ○「高松市自転車等の適正な利用に関する条例」に基づき、放置自転車等禁止区域内の放置自転車等を撤去(禁止区域外であっても、継続して放置自転車等を撤去) ○効率的・効果的に施策を実施するため、県警等との連携を図る ○再開発事業など状況の変化に応じて、放置自転車等禁止区域の見直しを検討 | 高松市、警察、道路管理者 | | | |
| | | (2) 商業自転車のリサイクルの推進 ○商業自転車の有効活用 | ○リサイクル自転車としての貸与、公用車としての利用、販売 (高松市放置自転車リサイクル要綱、高松市商業自転車売却要綱) | | 高松市 | | |
| | 3 正しい駐車方法の啓発に関する事項 | (1) 啓発活動の充実 ○自転車等駐車スペース確保の啓発、適正利用の告知 ○駐車意欲の醸成、告知と効果の把握 ○関係機関・団体と連携した啓発活動の推進 | ○敷地内に駐車可能なスペースを確保するよう啓発 ○自転車等駐車場の標示・誘導・啓発サインの設置 ○「割れ窓理論」を応用した取組による駐車意欲の醸成 ○自転車購入者へ配布する啓発チラシの作成、市HP・広報等を利用した啓発 ○自転車駐車に関するルールやマナーの指導の実施(交通安全教室等) ○中学生や高校生を対象とした交通安全教育 ○事業者への協力依頼(社会的責任CSR、イメージアップ等に寄与) | 高松市、教育機関、警察、道路管理者、鉄道事業者、商店街振興組合、自転車軽自動車商協同組合・各小売店等 | | | |
| | | 4 利用の調整、その他駐車対策に必要な事項 | (1) 自転車等駐車場の機能向上 ○機能向上による課題解決、利用率向上 | | ○デジタル決済、防犯カメラの設置等による自転車等駐車場の機能向上 | 高松市 | |
| | (2) レンタサイクルの活用 ○新たな取組による利便性向上 ○民間ポート推進、公共交通との連携 | | ○レンタサイクルの新システム導入による利用データの集約(利便性向上) ○ポート数拡大のため公共用地へのポート設置及び民間ポートへの設置推進 ○公共交通との連携強化(ラストワンマイル問題の解決に寄与) | 高松市、道路管理者、土地所有者、鉄道事業者等 | | | |
| | (3) 多様な自転車の活用 ○カーゴバイクやタンデム自転車の活用 | | ○カーゴバイクやタンデム自転車等の多様な自転車を活用するための環境整備(多様な自転車が駐車できる自転車等駐車場整備、走行空間確保等) | | 高松市、自転車軽自動車商協同組合・各小売店等 | | |
| | (4) パーソナルモビリティとの共存 ○自転車とパーソナルモビリティの共存のための取組 | | ○新たなパーソナルモビリティの普及に向けたまちづくりにおける環境整備(パーソナルモビリティと共存した駐車場整備、走行環境整備等) | | | | 高松市、警察、道路管理者 |
| | (5) サイクル&バスライドの拡大 ○サイクル&バスライドによるバス停留域の拡大 ○バス利用量に即した整備 ○整備用地の確保 | | ○バス路線の再編によるバス利用量・バス停留域の変化に即した整備 ○交通事業者の余剰地、道路上の空き空間等の有効活用 ○郊外店舗(商業施設等)の土地管理者(事業者)等との用地確保に向けた協力の要請 | | | | |
| まちづくりの視点 | | | | | | | |